

火災で被災された方のための 各種手続・支援のご案内

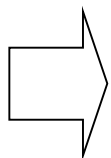
この度の火災におきましては、被害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

被災後の手続や支援制度についてまとめてありますので、内容をご確認いただき、ご利用ください。

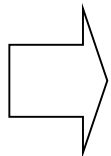
- 被害の程度により、対象となる手続、制度が異なりますので、対象者欄をご確認ください。
- 不明な点は、お問い合わせ先（担当課）へ直接ご連絡ください。

三 条 市

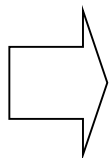
☆ご利用に当たって



掲載されている各種手続及び支援制度は、緊急性の高いものを中心に例示しており、すべての手続等を網羅しているものではありませんので、ご承知おきください。



各種手続等に関する詳しい内容については、お問い合わせ先（担当課）へご連絡ください。



令和5年4月1日現在の内容を掲載しています。

＜ 目 次 ＞

種 別	項 目	手続窓口		ページ
		三条庁舎	栄・下田庁舎	
救援物資等	救援物資の支給（日赤）	—	—	1
証明	り災証明書の交付	消防本部警防課	各分署	1
火災ごみ	火災ごみの処理手数料の減免	環境課	サービスセンター	2
国民健康保険	被保険者証の再交付	市民窓口課	サービスセンター	2
	保険税の減免	健康づくり課	サービスセンター	3
	一部負担金の減免	健康づくり課	サービスセンター	3
	保険税の徴収猶予	収納課	サービスセンター	4
後期高齢者医療制度	被保険者証の再交付	市民窓口課	サービスセンター	4
	保険料の減免	健康づくり課	サービスセンター	5
	一部負担金の減免、徴収猶予	健康づくり課	サービスセンター	5
	保険料の徴収猶予	収納課	サービスセンター	6
介護	被保険者証等の再交付	高齢介護課	サービスセンター	6
	保険料(65 歳以上)の減免	高齢介護課	サービスセンター	7
	サービス利用料の減免	高齢介護課	サービスセンター	8
	紙おむつ券の再発行	高齢介護課	サービスセンター	9
	保険料の徴収猶予	収納課	サービスセンター	9
子ども	妊産婦医療費助成受給者証の再交付	市民窓口課	サービスセンター	10
	子ども医療費助成受給者証の再交付	市民窓口課	サービスセンター	10
	ひとり親家庭等医療費助成受給者証の再交付	市民窓口課	サービスセンター	10
	保育料の減免	市民窓口課	・栄（子育て支援課） ・サービスセンター	11
	児童手当申請期間の延長	市民窓口課	サービスセンター	11
	児童扶養手当申請期間の延長	市民窓口課	サービスセンター	12
	児童扶養手当の特例措置	市民窓口課	サービスセンター	12
	子どもの心理面のケア	—	栄（子どもの育ちサポートセンター）	13
学校	心のケアの実施	—	栄（学校教育課）	13
	就学援助	市民窓口課	・栄（教育総務課） ・サービスセンター	13

種 別	項 目	手続窓口		ページ
		三条庁舎	栄・下田庁舎	
住まい	公営住宅への優先入居	福祉課	—	14
	確認申請・完了検査手数料の減免	建築課	—	14
市税	個人市民税の減免	税務課	サービスセンター	15
	固定資産税・都市計画税の減免	税務課	サービスセンター	15
	市税の徴収猶予	収納課	サービスセンター	16
マイナンバーカード	マイナンバーカードの再交付	市民窓口課	サービスセンター	16
印鑑登録	印鑑登録手数料の減免（再交付）	市民窓口課	サービスセンター	16
上下水道	水道料金・下水道使用料の減免	水道お客さまセンター (※旭町1丁目)		17
障がい者	身体障害者手帳の再交付	市民窓口課	サービスセンター	17
	療育手帳の再交付	市民窓口課	サービスセンター	18
	精神障害者保健福祉手帳の再交付	市民窓口課	サービスセンター	18
	重度心身障がい者医療費受給者証の再交付	市民窓口課	サービスセンター	19
	自立支援医療費（更生医療）受給者証の再交付	市民窓口課	サービスセンター	19
	自立支援医療費（精神通院）受給者証の再交付	市民窓口課	サービスセンター	19
	精神障がい者医療費受給者証の再交付	市民窓口課	サービスセンター	20
	特別児童扶養手当の支給制限の特例措置	福祉課	サービスセンター	20
	特別障害者手当等の支給制限の特例措置	福祉課	サービスセンター	21
	障がい福祉サービス利用者負担額の減免	福祉課	サービスセンター	21
資金の貸付	小規模災害生活再建資金の貸付	福祉課	—	22

■その他の諸手続

項 目	機 関	ページ
電気	東北電力(株) 新潟県中央営業所お客様センター	24
ガス	・北陸ガス(株) 三条事務所 ・栄ガス消費生活協同組合	24
固定電話	NTT東日本 116 センター	24
運転免許証の再発行	(公財)三条市交通安全協会	24

◎救援物資の支給（日赤）

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 福祉・公営住宅係 電話 34-5405（直通）

項 目	内 容				
手続窓口	手続は不要です。日本赤十字社三条市地区（福祉・公営住宅係担当）が、対象者の避難先へお届けします。				
対象（要件）	・ 災害救援物資 災害により住家が全壊・全焼・流出・半壊・半焼・床上浸水した世帯				
支給品、支給額及び支給基準	・ 災害救援物資				
	毛布	緊急セット	バスタオル	タオル	洗剤
	1 人 1 枚	4 人 まで 1 個	2 人 で 1 枚	1 人 1 枚	1 世帯 1 個
申請	不要				
その他	・ 緊急セットの内訳 懐中電灯、携帯ラジオ、歯ブラシ、食器など日用品全 24 点				

◎り災証明書の交付

■お問い合わせ(担当課)：消防本部警防課 予防・指導係 電話 34-1161（直通）

項 目	内 容
手続窓口	- 消防本部警防課 予防・指導係 - 消防署米分署 - 消防署下田分署
対象者（要件）	火災により住居などが被害を受けた方
申請	必要
提出書類	り災証明願
必要なもの	手数料（1通当たり300円）
その他	り災証明書は火災保険など各種手続に必要となります。

◎火災ごみの処理手数料の減免

■お問い合わせ(担当課)：環境課ごみ減量係（清掃センター内） 電話 45-4797

項 目	内 容
手続窓口	・環境課（高層棟1階） ・栄又は下田サービスセンター 総務グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	り災した一般住宅の世帯
減免割合	清掃センターでのごみ処理手数料を全部減免
受入できる火災ごみ	り災した衣類、寝具、家具、畳などの家財道具 ※水切りをする必要はありません。
受入できない火災ごみ	・家屋の梁、柱、外壁、土台、基礎コンクリート、瓦等の建築物 ・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル対象品目） ・家財道具と建築物とが分別できないもの ・処理困難物（ガスボンベ、タイヤ、消火器、塗料、農薬等） ・り災した事業所から出る火災ごみ
対象期間	火災ごみの処理に必要な期間（おおむね被災してから1～2か月以内）
申請	必要
提出書類	・減免申請書 ・り災証明書（写し可）
必要なもの	—
火災ごみの搬入先及び搬入時間	三条市清掃センター 〒959-1102 三条市福島新田乙 239 Tel45-4797 月曜日～土曜日（祝日含む）8時30分～17時
その他	事前に電話でお問い合わせください。

◎国民健康保険被保険者証の再交付

■お問い合わせ(担当課)：健康づくり課 国保係 電話 34-5442（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>8番国保</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	国民健康保険証を紛失、破損及び汚損した方
申請	必要
提出書類	再交付申請書
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・破損、汚損の場合はその保険証 ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。

◎国民健康保険税の減免

■お問い合わせ(担当課)：健康づくり課 国保係 電話 34-5442 (直通)

項 目	内 容																			
手続窓口	・ 健康づくり課 国保係（低層棟） ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）																			
対象者（要件）	住宅又は家財について、損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされる額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格（時価）の 30%以上で、前年所得が 1,000 万円以下の世帯																			
減免割合等	<table><tr><th>区 分</th><th>前年中の世帯の総所得金額</th><th>軽減又は免除の割合</th></tr><tr><td rowspan="3">損害が50%以上</td><td>500万円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>500万円超から750万円以下</td><td>50%</td></tr><tr><td>750万円超から1,000万円以下</td><td>25%</td></tr><tr><td rowspan="3">損害が 30%以上 50%未満</td><td>500万円以下</td><td>50%</td></tr><tr><td>500万円超から750万円以下</td><td>25%</td></tr><tr><td>750万円超から1,000万円以下</td><td>12.5%</td></tr></table>			区 分	前年中の世帯の総所得金額	軽減又は免除の割合	損害が50%以上	500万円以下	全額	500万円超から750万円以下	50%	750万円超から1,000万円以下	25%	損害が 30%以上 50%未満	500万円以下	50%	500万円超から750万円以下	25%	750万円超から1,000万円以下	12.5%
区 分	前年中の世帯の総所得金額	軽減又は免除の割合																		
損害が50%以上	500万円以下	全額																		
	500万円超から750万円以下	50%																		
	750万円超から1,000万円以下	25%																		
損害が 30%以上 50%未満	500万円以下	50%																		
	500万円超から750万円以下	25%																		
	750万円超から1,000万円以下	12.5%																		
対象期間	災害により被災した年度の保険税のうち、災害が発生した日以後に納期が到来する保険税（既に納付された分は対象外）																			
申請	必要																			
提出書類	減免申請書																			
必要なもの	・ り災証明書（写し可） ・ 損害補償金等の額が分かる書類（※補償金額確定後に提出してください：写し可）																			

◎国民健康保険一部負担金の減免

■お問い合わせ(担当課)：健康づくり課 国保係 電話 34-5442 (直通)

項 目	内 容						
手続窓口	- 健康づくり課 国保係（低層棟） - 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）						
対象者（要件）	住宅又は家財について、損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされる額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格（時価）の 30%以上で、前年所得が 500 万円以下の世帯						
減免割合等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>減免割合等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害が 50%以上</td><td>免除</td></tr> <tr> <td>損害が 30%以上 50%未満</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table>	区 分	減免割合等	損害が 50%以上	免除	損害が 30%以上 50%未満	50%
区 分	減免割合等						
損害が 50%以上	免除						
損害が 30%以上 50%未満	50%						
減免期間	1 か月更新で 3 か月間が標準となります。						

	(当初の 1 か月は申請日を含む月末まで)
申請	必要
提出書類	一部負担金減免申請書
必要なもの	・り災証明書(写し可) ・損害補償金等の額が分かる書類(※補償金額確定後に提出してください:写し可)

◎国民健康保険税の徴収猶予

■お問い合わせ(担当課): 収納課 収納係 電話 34-5531 (直通)
 収納課 滞納整理室 電話 34-5534 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・収納課 収納係、滞納整理室(高層棟 1 階) ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ(栄・下田庁舎)
対象者(要件)	被災したことにより納付が困難と認められる場合
猶予期間	申請に基づき原則 1 年以内
申請	必要
提出書類	・徴収猶予申請書、り災証明書(写し可) ・財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類(財産目録、財産収支状況書及び収支の明細書)

◎後期高齢者医療被保険者証の再交付

■お問い合わせ(担当課): 健康づくり課 国保係 電話 34-5442 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係(低層棟)※<u>8 番国保</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ(栄、下田庁舎)
対象者(要件)	後期高齢者医療被保険者証を紛失、破損及び汚損した方
申請	必要
提出書類	再交付申請書
必要なもの	・印鑑(自署の場合は印鑑不要) ・本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど) ・破損、汚損の場合はその保険証 ・個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードなど) ※上記のものがある場合に持参ください。 ※代理の方が来庁する場合は、この他に代理の方の印鑑と本人を証明するもの

◎後期高齢者医療保険料の減免

■お問い合わせ(担当課)：健康づくり課 国保係 電話 34-5442 (直通)

項 目	内 容																			
手続窓口	・ 健康づくり課 国保係（低層棟） ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）																			
対象者（要件）	住宅、家財及びその他財産について、損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされる額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格（時価）の30%以上で、前年所得が1,000万円以下の世帯																			
減免割合等	<table><tr><th>区 分</th><th>前年中の世帯の総所得金額</th><th>軽減又は免除の割合</th></tr><tr><td rowspan="3">損害が 50%以上</td><td>500万円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>500万円超から 750万円以下</td><td>50%</td></tr><tr><td>750万円超から 1,000万円以下</td><td>25%</td></tr><tr><td rowspan="3">損害が 30%以上 50%未満</td><td>500万円以下</td><td>50%</td></tr><tr><td>500万円超から 750万円以下</td><td>25%</td></tr><tr><td>750万円超から 1,000万円以下</td><td>12.5%</td></tr></table>			区 分	前年中の世帯の総所得金額	軽減又は免除の割合	損害が 50%以上	500万円以下	全額	500万円超から 750万円以下	50%	750万円超から 1,000万円以下	25%	損害が 30%以上 50%未満	500万円以下	50%	500万円超から 750万円以下	25%	750万円超から 1,000万円以下	12.5%
区 分	前年中の世帯の総所得金額	軽減又は免除の割合																		
損害が 50%以上	500万円以下	全額																		
	500万円超から 750万円以下	50%																		
	750万円超から 1,000万円以下	25%																		
損害が 30%以上 50%未満	500万円以下	50%																		
	500万円超から 750万円以下	25%																		
	750万円超から 1,000万円以下	12.5%																		
対象期間	災害が発生した日の属する月又はその翌月から起算して1年を超えない範囲であって申請書が提出された日以後に納期が到来する保険料																			
申請	必要																			
提出書類	減免申請書																			
必要なもの	・ 印鑑（自署の場合は印鑑不要）、り災証明書（写し可） ・ 損害補償金等の額がわかる書類（※補償金額確定後に提出してください：写し可）																			

◎後期高齢者医療一部負担金の減免、徴収猶予

■お問い合わせ(担当課)：健康づくり課 国保係 電話 34-5442 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	- 健康づくり課 国保係（低層棟） - 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	住宅、家財及びその他の財産について著しい損害を受けた被保険者のうち次の1の要件かつ2又は3の要件に該当する方 - 資格証明書が交付されていないこと - 市民税非課税者か市民税の減免対象者 - 後期高齢者医療保険料の減免対象者

減免割合等	該当事		減免等内容
	り災証明書により被災程度が全壊又は同程度のとき		一部負担金の免除
	り災証明書により被災程度が半壊又は同程度のとき		一部負担金の減額 減額割合 50%
	一部負担金を6か月以内に納付することが可能なとき		一部負担金の 徴収猶予
対象期間	被災した日から6か月以内		
申請	必要		
提出書類	減免申請書、り災証明書（写し可）		
必要なもの	印鑑（自署の場合は印鑑不要）		

◎後期高齢者医療保険料の徴収猶予

■お問い合わせ(担当課)：収納課 収納係 電話34-5531（直通）
 収納課 滞納整理室 電話34-5534（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・収納課 収納係、滞納整理室（高層棟 1 階） ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄・下田庁舎）
対象者（要件）	被災したことにより納付が困難と認められる場合で、住宅又は家財について、損害金額（保険金、損害賠償金等で補填されるべき額を除く。）が住宅又は家財（時価）の価格の30%以上で、前年所得が1,000万円以下の方
猶予期間	申請のあった日の属する月から6か月以内
申請	必要
提出書類	・徴収猶予申請書、り災証明書（写し可） ・損害補償金額等の額が分かる書類 （※補償金額確定後に提出してください：写し可）
必要なもの	印鑑（自署の場合は印鑑不要）

◎介護保険被保険者証等の再交付

■お問い合わせ(担当課)：高齢介護課 介護保険係 電話 34-5476（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・高齢介護課 介護保険係（本庁舎高層棟1階） ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	介護保険被保険者証等を紛失、破損及び汚損した方

申請	必要
提出書類	再交付申請書
必要なもの	・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。 ・破損、汚損の場合はその保険証

◎介護保険料（６５歳以上）の減免

■お問い合わせ(担当課)：高齢介護課 介護保険係 電話 34-5476（直通）

項 目	内 容														
手続窓口	・ 高齢介護課 介護保険係（本庁舎高層棟 1 階） ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）														
対象者（要件）	住宅、家財その他財産について、損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされる額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格（時価）の 30%以上で、かつ前年所得が 1,000 万円以下の方														
減免割合	<table><tr><td>前年中の 合計所得金額の区分</td><td>損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満</td><td>損害の程度が 10 分の 5 以上</td></tr><tr><td>500 万円以下であるとき</td><td>2 分の 1</td><td>全部</td></tr><tr><td>750 万円以下であるとき</td><td>4 分の 1</td><td>2 分の 1</td></tr><tr><td>750 万円を超えるとき</td><td>8 分の 1</td><td>4 分の 1</td></tr></table>			前年中の 合計所得金額の区分	損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	損害の程度が 10 分の 5 以上	500 万円以下であるとき	2 分の 1	全部	750 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1	750 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1
前年中の 合計所得金額の区分	損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	損害の程度が 10 分の 5 以上													
500 万円以下であるとき	2 分の 1	全部													
750 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1													
750 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1													
対象期間	災害により被災した年度の保険料のうち、災害が発生した日以後に納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日の到来する保険料（既に納付された分は対象外）														
申請	必要														
提出書類	・ 介護保険料減免・徴収猶予申請書 ・ 損害補償金等の額がわかる書類（※補償金額確定後に提出してください：写し可） ・ り災証明（写し可）														
必要なもの	・ 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ・ 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。														

◎介護保険サービス利用料の減免

■お問い合わせ(担当課)：高齢介護課 介護保険係 電話 34-5476（直通）

項 目	内 容			
手続窓口	・ 高齢介護課 介護保険係（本庁舎高層棟 1 階） ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）			
対象者（要件）	住宅、家財その他財産について、損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされる額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格（時価）の 30％以上で、かつ前年所得が 1,000 万円以下の方			
減免割合	サービス利用料 1 割負担の方			
	前年中の 合計所得金額の区分	損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	損害の程度が 10 分の 5 以上	
	500 万円以下であるとき	100 分の 95	100 分の 100	
	750 万円以下であるとき	100 分の 93	100 分の 95	
	750 万円を超えるとき	100 分の 92	100 分の 93	
	サービス利用料 2 割負担の方			
	前年中の 合計所得金額の区分	損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	損害の程度が 10 分の 5 以上	
	500 万円以下であるとき	100 分の 90	100 分の 100	
	750 万円以下であるとき	100 分の 86	100 分の 90	
	750 万円を超えるとき	100 分の 84	100 分の 86	
	サービス利用料 3 割負担の方			
	前年中の 合計所得金額の区分	損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	損害の程度が 10 分の 5 以上	
	500 万円以下であるとき	100 分の 85	100 分の 100	
	750 万円以下であるとき	100 分の 79	100 分の 85	
	750 万円を超えるとき	100 分の 76	100 分の 79	
	対象期間	申請のあった日の属する月の翌月から 6 か月の間		
	申請	必要		
	提出書類	・ 介護保険利用者負担額減額・免除申請書 ・ 損害補償金等の額が分かる書類（※補償金額確定後に提出してください：写し可） ・ り災証明（写し可）		
必要なもの	・ 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ・ 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。			

◎紙おむつ券の再発行

■お問い合わせ(担当課)：高齢介護課 介護保険係 電話 34-5476 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・ 高齢介護課 介護保険係 (高層棟 1 階) ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ (栄、下田庁舎)
対象者 (要件)	高齢者紙おむつ購入費助成券を紛失された方
申請	必要
提出書類	福祉サービス関係助成券等再交付申請書
必要なもの	本人確認ができるもの (運転免許証、マイナンバーカードなど) ※証明するものがある場合に持参ください。

◎介護保険料の徴収猶予

■お問い合わせ(担当課)：収納課 収納係 電話 34-5531 (直通)
 収納課 滞納整理室 電話 34-5534 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・ 収納課 収納係、滞納整理室 (高層棟 1 階) ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ (栄・下田庁舎)
対象者 (要件)	被害を受けたことにより納付が困難と認められる場合で、住宅又は家財について、損害金額 (保険金、損害賠償金等で補填されるべき額を除く。) が住宅又は家財の価格の 30%以上で、かつ前年所得が 1,000 万円以下の方
猶予期間	申請に基づき原則 1 年以内
申請	必要
提出書類	・ 介護保険料減免・徴収猶予申請書、り災証明書 (写し可) ・ 損害補償金額等の額が分かる書類 (※補償金額確定後に提出してください：写し可)

◎妊産婦医療費助成受給者証の再交付

■お問い合わせ(担当課)：子育て支援課 子育て支援係 電話 45-1113 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>5 番子育て</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	妊産婦医療費助成受給者証を紛失された方
申請	必要
提出書類	医療費受給者証再交付申請書（妊産婦）
必要なもの	対象者の保険証が再発行済であれば保険証
その他	一部負担金相当額の全部又は一部の助成が受けられる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

◎子ども医療費助成受給者証の再交付

■お問い合わせ(担当課)：子育て支援課 子育て支援係 電話 45-1113 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>5 番子育て</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	子ども医療費助成受給者証を紛失された方
申請	必要
提出書類	医療費受給者証再交付申請書（子ども）
必要なもの	対象者の保険証が再発行済であれば保険証
その他	一部負担金相当額の助成が受けられる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

◎ひとり親家庭等医療費助成受給者証の再交付

■お問い合わせ(担当課)：子育て支援課 子育て支援係 電話 45-1113 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>5 番子育て</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	ひとり親家庭等医療費助成受給者証を紛失された方
申請	必要
提出書類	医療費受給者証再交付申請書（ひとり親家庭）
必要なもの	対象者の保険証が再発行済であれば保険証

その他	所得制限により助成対象外の方で、住宅、家財等の損害金額が2分の1以上（保険金、損害賠償金等で補てんされるべき額を除く。）である場合は、所得制限が解除される場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。
-----	--

◎保育料の減免

■お問い合わせ(担当課)：子育て支援課 幼児・児童係 電話 45-1115（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※5番子育ての番号札をお取りください。 ・子育て支援課 幼児・児童係（栄庁舎2階） ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	震災、風水害、火災その他のこれに類する災害によりその居住する家屋等に損害を受けた場合
減免割合	1 全焼又は全壊の場合 免除 2 半焼又は半壊の場合 50%減額 3 火災、水害等の水損（床下浸水を除く。）の場合 30%減額
対象期間	1…6か月 2…6か月 3…3か月 ※被災した日の属する月の翌月から起算となります。
申請	保育料の減免を受けようとする保護者等は、保育料減免申請書に定める書類（※）を添付して提出してください。
提出書類	保育料減免申請書 ※家族状況調書及びり災証明書
その他	子育て支援センターの一時預かり事業について、減免適用になる場合がありますので、詳しくは子育て支援係（45-1113 直通）までお問い合わせください。

◎児童手当申請期間の延長

■お問い合わせ(担当課)：子育て支援課 子育て支援係 電話 45-1113（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※5番子育ての番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	被災したため児童手当の申請期間の延長を希望される方
申請	必要（認定請求書等の提出時に、被災した旨をお伝えください。）
申請期間	災害その他やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内
提出書類	—
必要なもの	—

◎児童扶養手当申請期間の延長

■お問い合わせ(担当課)：子育て支援課 子育て支援係 電話 45-1113 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※5 番子育ての番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	被災したため児童扶養手当の申請期間の延長を希望される方
申請	必要（認定請求書等の提出時に、被災した旨をお伝えください。）
申請期間	災害その他やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内
提出書類	—
必要なもの	—

◎児童扶養手当の特例措置

■お問い合わせ(担当課)：子育て支援課 子育て支援係 電話 45-1113 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※5 番子育ての番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	児童扶養手当の受給資格者のうち、災害によっておおむね2分の1以上の損害を受けた方で、受給資格者本人や扶養義務者等の前年度所得により、手当額の一部又は全部が支給停止となっている方
内容	下記期間中については、所得による支給制限を行いません。ただし、対象者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していることが翌年になって分かった場合は、支給を受けた期間中の手当の全部または一部を返還していただくことがあります。
対象期間	被災した月から翌年の10月まで
申請	必要
提出書類	・児童扶養手当被災状況書（被災した日から14日以内に提出） ・り災証明書 ・児童扶養手当証書
必要なもの	—

◎子どもの心理面のケア

■お問い合わせ(担当課)：子どもの育ちサポートセンター 発達応援室
電話 45-1131（直通）

項 目	内 容
手続窓口	子どもの育ちサポートセンター（栄庁舎2階）
対象者（要件）	被災された方の未就学児
申請	不要
その他	子どもの育ちサポートセンターの「子どもの発育・子育て相談」で対応します。（保健師、臨床心理士等で対応）

◎心のケアの実施

■お問い合わせ(担当課)：学校教育課 指導担当 電話 45-1112（直通）

項 目	内 容
手続窓口	学校教育課 指導担当（栄庁舎2階）
対象者（要件）	被災された方のうち希望する該当児童並びに保護者
申請	不要（随時申し出ください。）
提出書類	—
必要なもの	—

◎就学援助

■お問い合わせ(担当課)：教育総務課 学事係 電話 45-1118（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>5番子育て</u>の番号札をお取りください。 ・教育総務課 学事係 （栄庁舎2階） ・栄サービスセンター 総合窓口グループ（栄庁舎） ・下田サービスセンター 総務グループ（下田庁舎）
対象者（要件）	被災したことにより経済的に困りのご家庭
支給費	学用品費、通学用品費、学校給食費ほか
申請	必要
認定期間	被災年度及び翌年度
提出書類	・就学援助申請書兼同意書（お子さん1人につき1枚） ※毎年度申請が必要
必要なもの	り災証明書の写し
その他	被災年度の翌々年度からは通常の要件で判定します。

◎公営住宅への優先入居

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 福祉・公営住宅係 電話 34-5434（直通）

項 目	内 容						
手続窓口	福祉課 福祉・公営住宅係（低層棟）						
対象者（要件）	自然災害及び火災により住宅を失った世帯で、次の入居収入基準の上限額を超えない世帯 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>入居収入基準の上限額（月収）</th></tr> <tr> <td>本来階層※¹</td><td>158,000 円以下</td></tr> <tr> <td>裁量階層※²</td><td>214,000 円以下</td></tr> </table> ※1 本来階層：入居収入基準の範囲にある世帯 ※2 裁量階層：高齢者、障がい者など特に居住の安定を図る必要がる世帯 なお、入居収入基準の上限額を超える世帯は、市有財産の目的外使用としての入居となるため、入居期間が被災した日の翌月1日から起算して1年を経過する日までとなります。	区 分	入居収入基準の上限額（月収）	本来階層※ ¹	158,000 円以下	裁量階層※ ²	214,000 円以下
区 分	入居収入基準の上限額（月収）						
本来階層※ ¹	158,000 円以下						
裁量階層※ ²	214,000 円以下						
申請	必要						
申請期間	被災した日の翌日から起算して1か月を経過する日まで						
提出書類	市（県）営住宅入居申込書、住宅使用請書等						
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）						

◎確認申請・完了検査手数料の減免

■お問い合わせ(担当課)：建築課 審査指導係 電話 34-5727（直通）

項 目	内 容
手続窓口	建築課 審査指導係（高層棟2階）
対象者（要件）	被災された方で建築確認申請及び建築完了検査申請を提出する方
減免割合	10 分の5
申請	必要
提出書類	手数料減免申請書
必要なもの	—
その他	建築士の方と相談の上、減免の申請を行ってください。

◎個人市民税の減免

■お問い合わせ(担当課)：税務課 市民税係 電話 34-5529 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・税務課 市民税係（高層棟 1 階） ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	所有する住宅又は家財について、損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされるべき金額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格（時価）の 30% 以上で、かつ、前年所得が 1,000 万円以下の方
減免割合	損害の程度に応じた割合
減免対象税額	被災した日以後に納期限が到来する税額（既に納付された分は対象外）
申請	必要
提出書類	市税減免申請書
必要なもの	・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・被災証明書又は被災届出証明書（写し可） ・損害補償金等の額がわかる書類（※補償金額確定後に提出してください：写し可）

◎固定資産税・都市計画税の減免

■お問い合わせ(担当課)：税務課 資産税係 電話 34-5530 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・税務課 資産税係（高層棟 1 階） ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	所有する固定資産（家屋及び償却資産）の損害が 20%以上の方
減免割合	損害の程度に応じた割合
減免対象税額	被災した日以後に納期限が到来する税額（既に納付された分は対象外）
申請	必要
提出書類	市税減免申請書
必要なもの	・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ・本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

◎市税の徴収猶予

■お問い合わせ(担当課)：収納課 収納係 電話34-5531（直通）
 収納課 滞納整理室 電話34-5534（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・ 収納課 収納係、滞納整理室（高層棟 1 階） ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄・下田庁舎）
対象者（要件）	被災したことにより納付が困難と認められる場合
猶予期間	申請に基づき原則 1 年以内
申請	必要
提出書類	徴収猶予申請書

◎マイナンバーカードの再交付

■お問い合わせ(担当課)：市民窓口課 市民総合窓口係 電話 34-5540（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・ 市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟） ※<u>2 番マイナンバー</u>の番号札をお取りください。 ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	マイナンバーカードを紛失された方
減免割合	全額減免
対象期間	被災した日から3か月間
申請	必要
提出書類	申請書
必要なもの	・ 本人確認ができるもの（運転免許証、写真付き身分証明書など） ・ り災証明書

◎印鑑登録手数料の減免（再交付）

■お問い合わせ(担当課)：市民窓口課 市民総合窓口係 電話 34-5540（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・ 市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟） ※<u>3 番実印登録/各種証明</u>の番号札をお取りください。 ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	被災者の同一世帯家族
減免割合	全額減免

対象期間	被災した日から3か月間
申請	必要
提出書類	印鑑登録申請書
必要なもの	・登録する印鑑 ・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、住基カードなど）

◎水道料金・下水道使用料の減免

■お問い合わせ(担当課)：上下水道課 業務係 電話 46-5900（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・水道お客さまセンター（旭町一丁目 19 番 21 号） - 電話 0120-25-0015（通話料無料）
対象者（要件）	居住している建物が、火災により引き続き居住することが困難な場合
減免割合	火災発生後、最初の検針における水道料金及び下水道使用料のうち1か月相当額を減免
対象期間	火災発生から最初の検針日まで
申請	必要
提出書類	・水道料金等減免申請書 ・公共下水道使用料等減免申請書
必要なもの	・印鑑 ・り災証明書（写し）

◎身体障害者手帳の再交付

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>6番福祉</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	身体障害者手帳を紛失された方
申請	必要
提出書類	身体障害者手帳交付等申請（届出）書
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。 ・破損、汚損の場合はその手帳 ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）

◎療育手帳の再交付

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・ 市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>6番福祉</u>の番号札をお取りください。 ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	療育手帳を紛失された方
申請	必要
提出書類	療育手帳再交付申請書
必要なもの	・ 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・ 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。 ・ 破損、汚損の場合はその手帳 ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）

◎精神障害者保健福祉手帳の再交付

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・ 市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>6番福祉</u>の番号札をお取りください。 ・ 栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	精神障害者保健福祉手帳を紛失された方
申請	必要
提出書類	障害者手帳再交付申請書
必要なもの	・ 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・ 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。 ・ 破損、汚損の場合はその手帳 ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）【任意】

◎重度心身障がい者医療費受給者証の再交付

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>6番福祉</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	重度心身障がい者医療費受給者証を紛失された方
申請	必要
提出書類	重度心身障がい者医療費受給者証再交付申請書
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。 ・破損、汚損の場合はその受給者証

◎自立支援医療（更生医療）受給者証再交付

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>6番福祉</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	自立支援医療（更生医療）受給者証を紛失された方
申請	必要
提出書類	医療受給者証再交付申請書
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。 ・破損、汚損の場合はその受給者証

◎自立支援医療費（精神通院）受給者証の再交付

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408 (直通)

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>6番福祉</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	自立支援医療費（精神通院）受給者証を紛失された方
申請	必要

提出書類	医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。 ・破損、汚損の場合はその受給者証

◎精神障がい者医療費受給者証の再交付

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・市民窓口課 市民総合窓口係（低層棟）※<u>6番福祉</u>の番号札をお取りください。 ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	精神障がい者医療費受給者証を紛失された方
申請	必要
提出書類	精神障がい者医療費受給者証（再交付）申請書
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。 ・破損、汚損の場合はその受給者証

◎特別児童扶養手当の支給制限の特例措置

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・福祉課 障がい支援係（低層棟） ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	特別児童扶養手当受給者（その扶養義務者が所得制限に該当するときは扶養義務者）の方で住宅、家財等の損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされるべき額を除く。）がおおむね2分の1以上である場合
内容	下記期間中については、所得による支給制限を行いません。ただし、対象者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していることが翌年になって分かった場合は、支給を受けた期間中の手当の全部または一部を返還していただくことがあります。
対象期間	被災した月から翌年の7月まで
申請	必要
提出書類	被災状況書（被災した日から14日以内に提出）
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。

◎特別障害者手当等の支給制限の特例措置

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・福祉課 障がい支援係（低層棟） ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	特別障害者手当、障害児福祉手当受給者（その扶養義務者が所得制限に該当するときは扶養義務者）の方で住宅、家財等の損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされるべき額を除く。）がおおむね2分の1以上である場合
内容	下記期間中については、所得による支給制限を行いません。ただし、対象者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していることが翌年になって分かった場合は、支給を受けた期間中の手当の全部または一部を返還していただくことがあります。
対象期間	被災した月から翌年の7月まで
申請	必要
提出書類	被災状況書（被災した日から14日以内に提出）
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。

◎障がい福祉サービス利用者負担額の減免

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 障がい支援係 電話 34-5408（直通）

項 目	内 容
手続窓口	・福祉課 障がい支援係（低層棟） ・栄又は下田サービスセンター 総合窓口グループ（栄、下田庁舎）
対象者（要件）	次の1から3までの全てに当てはまる方が対象ですが、2が不明の場合は、ひとまず申請してください。 1 障がい福祉サービスを利用されている方、または、この方と世帯の生計を共にし、主に生計を維持している方で災害により著しい損害を受けた方 2 住宅等の損害の程度が住宅等の10分の3以上 3 前年中の合計所得金額が1,000万円以下 ※住所地特例などで三条市の支給決定障がい者等でない方は、対象となりません。

減免割合	前年中の 合計所得金額の区分	損害の程度が 10 分の3以上 10 分の5未満	損害の程度が 10 分5以上
	500 万円以下であるとき	100 分の 95	100 分の 100
	750 万円以下であるとき	100 分の 93	100 分の 95
	750 万円を超えるとき	100 分の 92	100 分の 93
対象期間	申請のあった日の属する月の初日から6か月の間		
申請	必要		
提出書類	・介護給付費等利用者負担額減額・免除申請書 ・被災証明書（写し可） ・損害補償金等の額がわかる書類（※補償金額確定後に提出してください：写し可） ・障がい福祉サービス受給者証		
必要なもの	・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど） ※上記のものがある場合に持参ください。		

小規模災害生活再建資金の貸付

※5世帯以上の住家が滅失
する被害が対象

■お問い合わせ(担当課)：福祉課 福祉・公営住宅係 電話 34-5405（直通）

項 目	内 容	
手続窓口	福祉課 福祉・公営住宅係（低層棟）	
対象者（要件）	次の1 から3までの全てに該当する世帯の世帯主が対象です。	
	1 災害（※）により住居又は家財の価額のおおむね3分の1 以上の損害を受けた世帯	
	2 災害援護資金の貸付けを受けることができない世帯	
	3 世帯の総所得額が次に定める額未満の世帯	
	世帯人数	市税における総所得額
	1 人	220万円
	2 人	430万円
3 人	620万円	ただし、その世帯の住居が全壊又は全焼した場合にあっては、1,270万円とする。
4 人	730万円	
5人以上	1 人増えるごとに730万円に30万円を加算した額	
※災害とは…自然災害又は火災であって市内において <u>5世帯以上の住家</u> が滅失する被害を生じるものです。		
貸付限度額	1 世帯当たり100万円	

貸付利率等	貸付利率・据置期間	無利子・6か月
	償還期間	5年（据置期間を含む）
	償還方法	半年賦、元金均等償還（繰上償還可能）
	連帯保証人・違約金	必要・延滞元金額につき年10.75%
申請	必要	
申請期限	被災した日の翌月1日から起算して3か月を経過する日まで	
提出書類	借入申込書、身分証明書の写し、振込先口座通帳の写し等など	
必要なもの	印鑑（自署の場合は印鑑不要）	

■その他の諸手続

項 目	機 関 等
電気	東北電力(株) 新潟県央営業所お客様センター 電話 0120-175-466 (コールセンター) 受付時間：月～金 9：00～20：00 土 9：00～17：00 (祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く) 〒955-0065 三条市旭町一丁目 11-2
ガス	・北陸ガス 三条事務所 電話 0256-32-2211 受付時間：月～土 8：30～17：10 (祝日・年末年始 12/30～1/3 を除く) 〒955-0043 三条市北中 1 番 8 号 ・栄ガス消費生活協同組合 電話 0256-45-2049 受付時間：24 時間可能 〒959-1117 三条市帯織 2677-1
固定電話	NTT東日本 116 センター 電話 116 又は 0120-116-000 受付時間：月～日 9：00～17：00 (年末年始を除く)
運転免許証の再発行	(公財)三条市交通安全協会 (三条警察署隣 三条市交通センター内) 電話 0256-34-2263 受付時間：月～金 8：30～11：00、13：00～16：00 〒955-0065 三条市旭町二丁目 12-9 ※交付までに 2～3 週間ほどかかります。即日交付ご希望の方は新潟 運転免許センターか長岡免許センターでお手続きをしてください

火災で被災された方のための
各種手続・支援のご案内
発行年月 令和5年4月
発行 三条市
編集 福祉保健部 福祉課
電話 0256-34-5511 内線 284